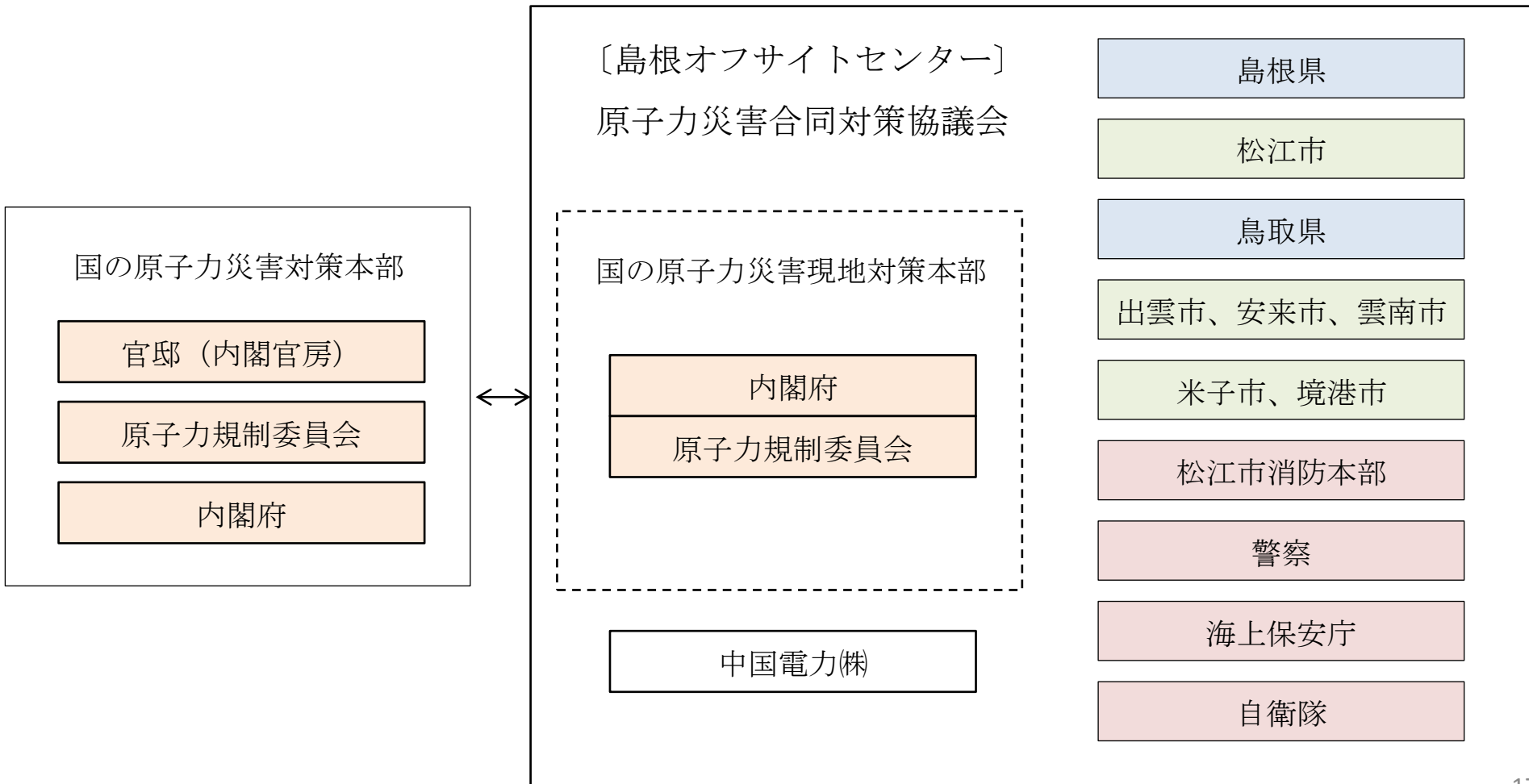


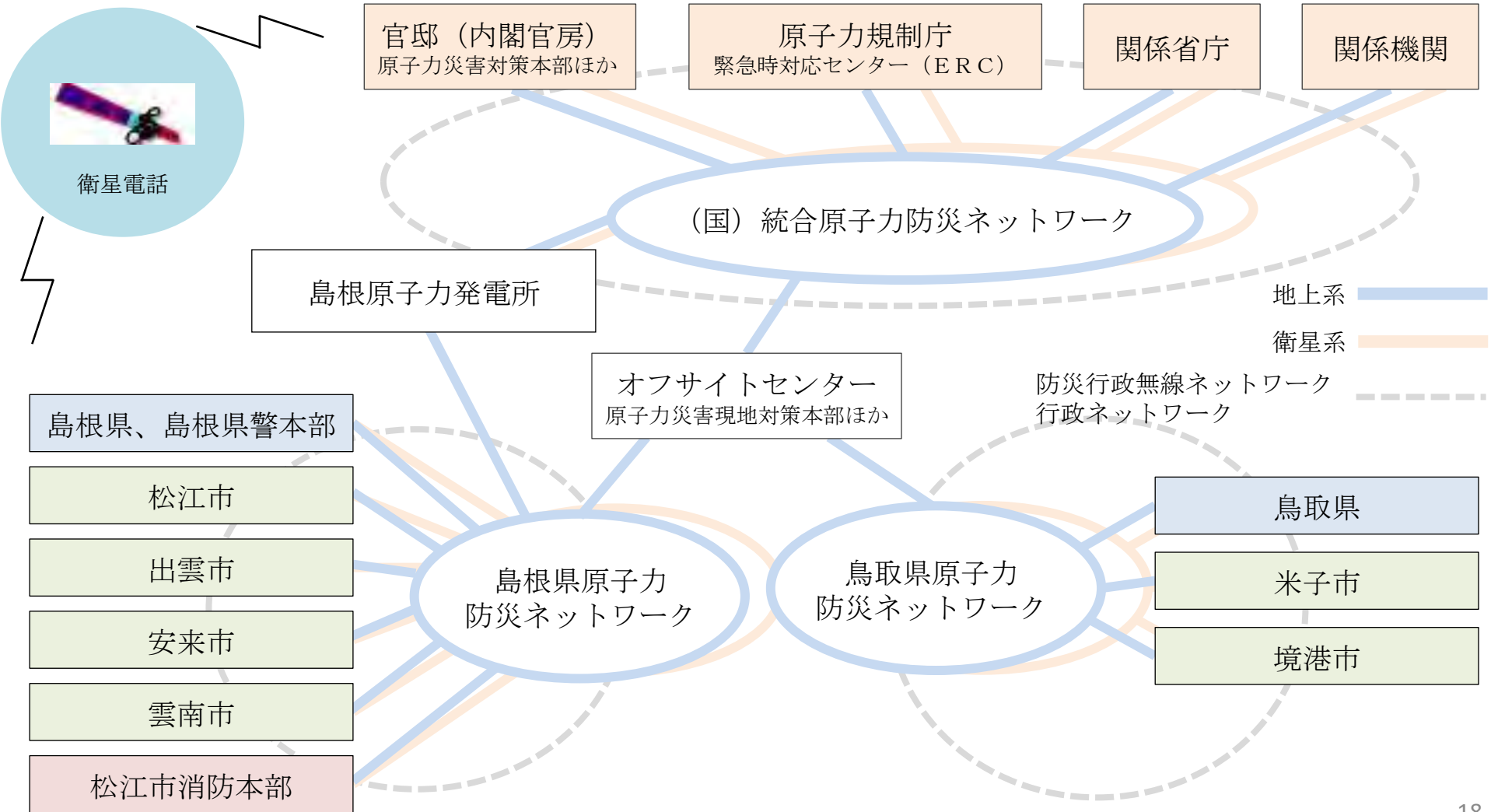
全面緊急事態以降の連絡体制

- 施設敷地緊急事態同様に連絡、情報提供
- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出
- 全面緊急事態以降は放射性物質放出後も含めて、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会等で情報共有や決定事項を伝達



情報伝達手段の確保

- 原子力防災対策のために、地上系と衛星系に、それぞれ専用のネットワーク回線を確保
- このほか、原子力防災対策のための衛星携帯電話を確保しているほか、防災行政無線ネットワークや県の行政ネットワークなども活用
- それぞれのネットワークは、通信施設の耐震化や通信回線の冗長化、クラウド化などの災害対策を実施



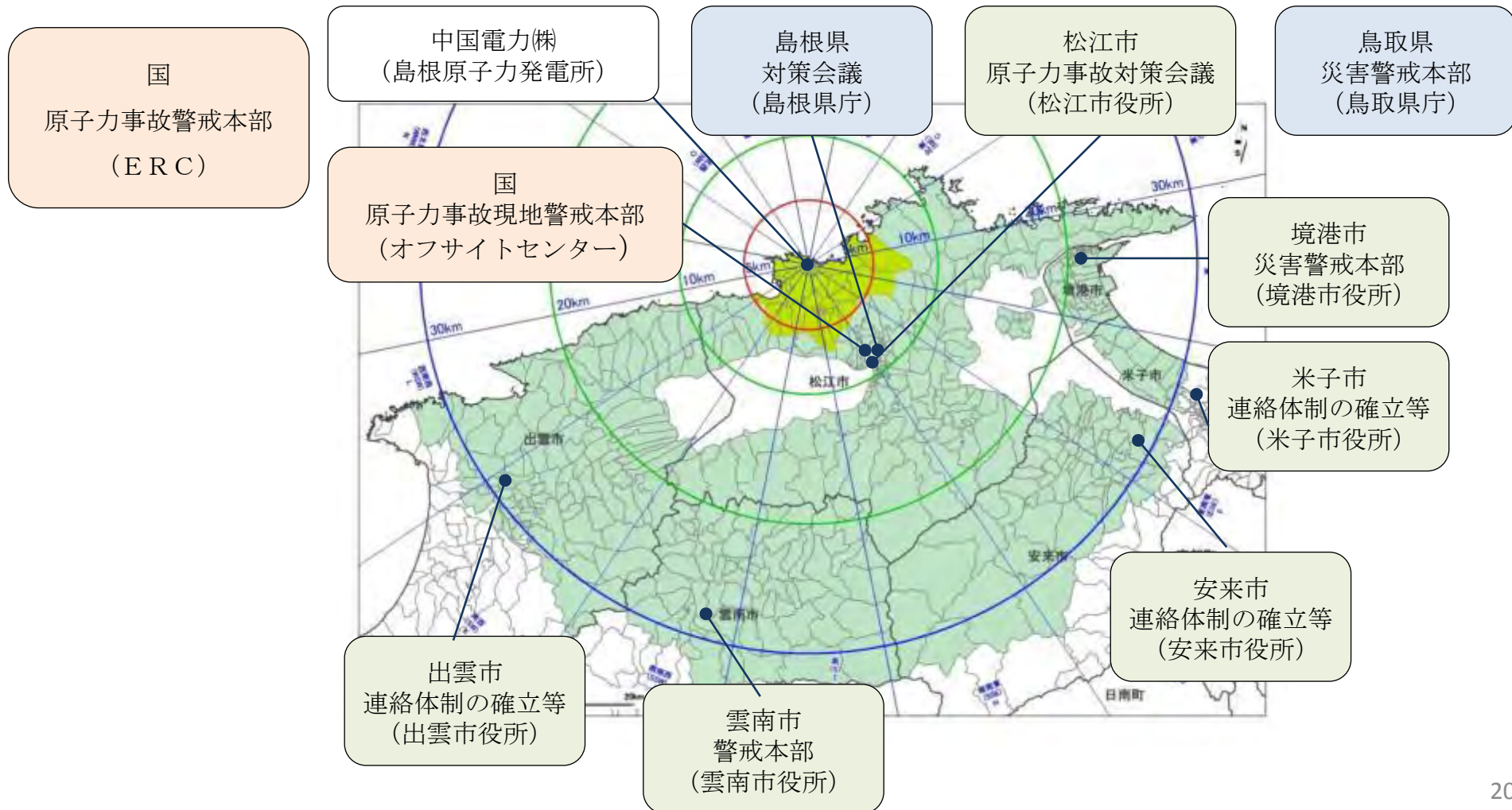
4. 原子力災害対策応急体制

<対応のポイント>

国、2県6市及び中国電力(株)は、それぞれの機関において、実情に応じ、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制を整備している。

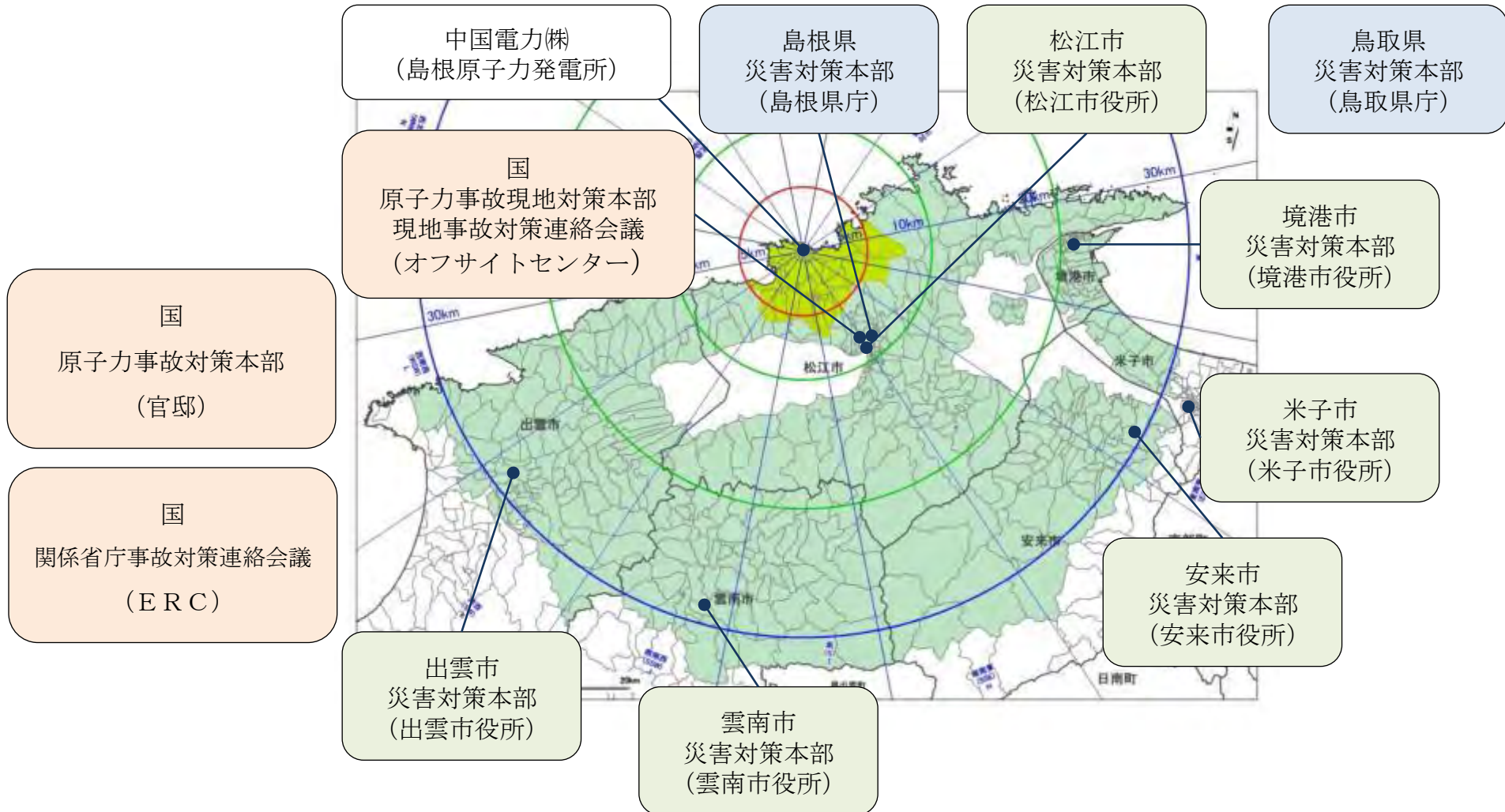
警戒事態時の応急体制

- ▶ 原子力規制委員会と内閣府は、原子力事故警戒本部を原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」）に設置するとともに、オフサイトセンターに原子力事故現地警戒本部を設置
- ▶ 島根県は対策会議を、鳥取県は災害警戒本部を、松江市は原子力事故対策会議を設置し、他の関係市も連絡体制等を確立
- ▶ 島根県、鳥取県は、緊急時モニタリングの準備を行うため、それぞれ県モニタリング本部を設置



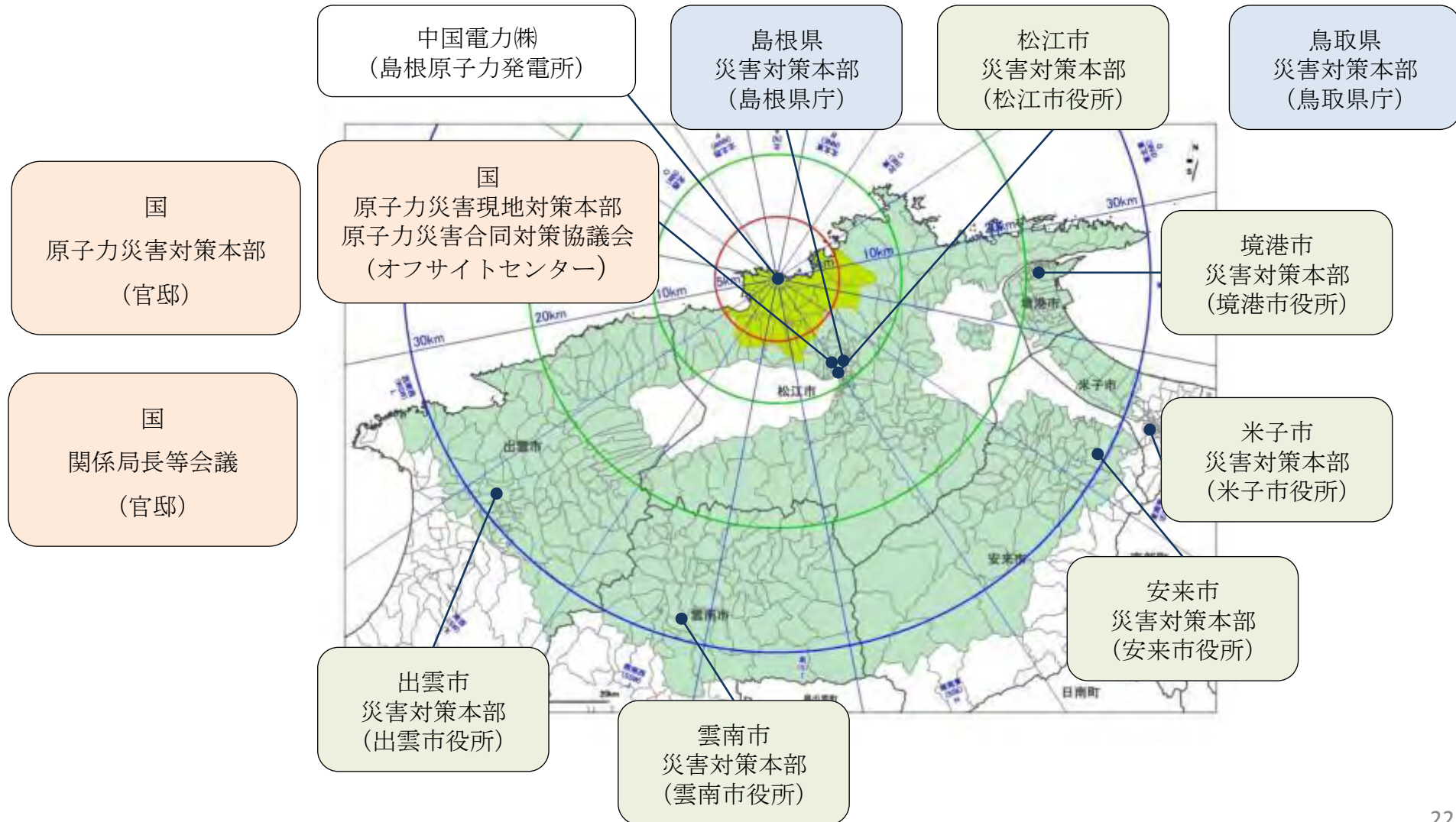
施設敷地緊急事態時の応急体制

- 原子力規制委員会と内閣府は、原子力事故対策本部を官邸に、関係省庁事故対策連絡会議をE R Cに設置するとともに、原子力事故現地対策本部をオフサイトセンターに設置し、現地事故対策連絡会議を組織
- 島根県、鳥取県及び関係6市は、それぞれ災害対策本部を設置するとともに、第1次災害体制へ移行
- 原子力規制委員会は緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」）を設置し、緊急時モニタリングを開始



全面緊急事態以降の応急体制

- 国は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害対策本部を官邸に設置するとともに、オフサイトセンターに原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」）を設置し、原子力災害合同対策協議会を組織
- 島根県、鳥取県及び関係6市は、災害対策本部を設置するとともに、第2次災害体制へ移行



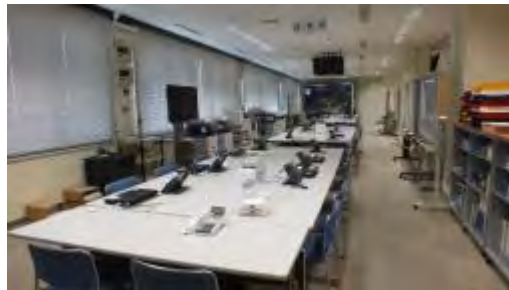
オフサイトセンター

- 原子力災害発生時に国、地方公共団体等の情報共有や業務調整等のための施設として、緊急時応急対策等拠点施設（以下、オフサイトセンター）を設置
- 島根地域では、島根県庁敷地内の「島根県原子力防災センター」等がオフサイトセンターとして国から指定
- 仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合は、予め定められた代替オフサイトセンターに移動し、業務を遂行



全体会議エリア

原子力災害時に各関係機関の職員が集まり、緊急事態対応方針の確認や事故状況、モニタリング情報等の報告等関係機関相互の情報共有を目的とした全体会議を開催。官邸、原子力規制庁、県庁・市役所間を結ぶテレビ会議やモニタリング情報等各種データを表示するための大型表示装置を設置



機能グループブース

原子力災害合同対策協議会をサポートするため、関係機関の職員で構成する機能グループの各班が活動



緊急時モニタリングセンター(EMC)

EMCを設け、緊急時モニタリングを国の一元的な指揮のもとに的確、円滑に実施

施設概要

- 所在地 島根県松江市内中原町
- 構造等 鉄筋コンクリート造り
3階建（一部4階）
- 延床面積 2,313㎡
- 完成 平成14年3月
- 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設として指定（H14.3.29）
- 無停電電源装置、自家用発電機を設置

原子力災害合同対策協議会

- 原子力緊急事態宣言発出後、国、2県6市等でオフサイトセンターに、原子力災害合同対策協議会を組織
- 協議会では、関係機関の情報共有、各機関が実施する応急対策の確認、各機関の業務の調整、対応方針の決定事項の各機関への連絡等を実施

原子力災害合同対策協議会

全体会議

関係者の情報共有、相互協力のための調整
(議事をオフサイトセンター内の関係者に公開)

- ・ オフサイトセンター内の情報共有
- ・ 各関係機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- ・ 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ・ 緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡
- ・ 各機能班からの緊急事態応急対策の実施状況の確認
- ・ 緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について原災本部への提言

機能グループ

総括班

- オフサイトセンターの運営・管理
- 協議会運営
- 機能班間連絡・調整
- E R C チーム総括班、道府県及び市町村災害対策本部等との連絡・調整

広報班

- 報道機関への対応
- E R C チーム広報班、道府県及び市町村災害対策本部等との情報共有
- 住民からの問い合わせ等への対応

運用支援班

- オフサイトセンターの環境整備
- 各種通信回線の確保
- 参集者の食料等の確保

医療班

- 原子力災害時の医療の実施に係る関係者との連絡・調整、関連する情報の収集

放射線班

- 緊急時モニタリング結果等の合同対策協議会資料の作成
- 除染等に関する企画立案

プラントチーム

- 事故情報の把握
- プラントの状況に関する情報提供

実動対処班

- 実動省庁、官邸チーム実動対処班及びE R C チーム実動対処班等との連絡・調整

住民安全班

- 避難指示、区域設定・管理に係る調整
- 住民避難状況に係る情報収集
- 輸送に係る調整

構成員

事務局長：内閣府大臣官房審議官
(原子力防災担当)

都道府県災害対策本部長等
〔島根県知事、鳥取県知事〕

市町村の災害対策副本部長等
〔松江市副市長〕

都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者
〔島根県警、鳥取県警、松江消防本部〕

原子力事業者の代表者から権限を委任された者
〔中国電力〕

指定公共機関の代表者から権限を委任された者

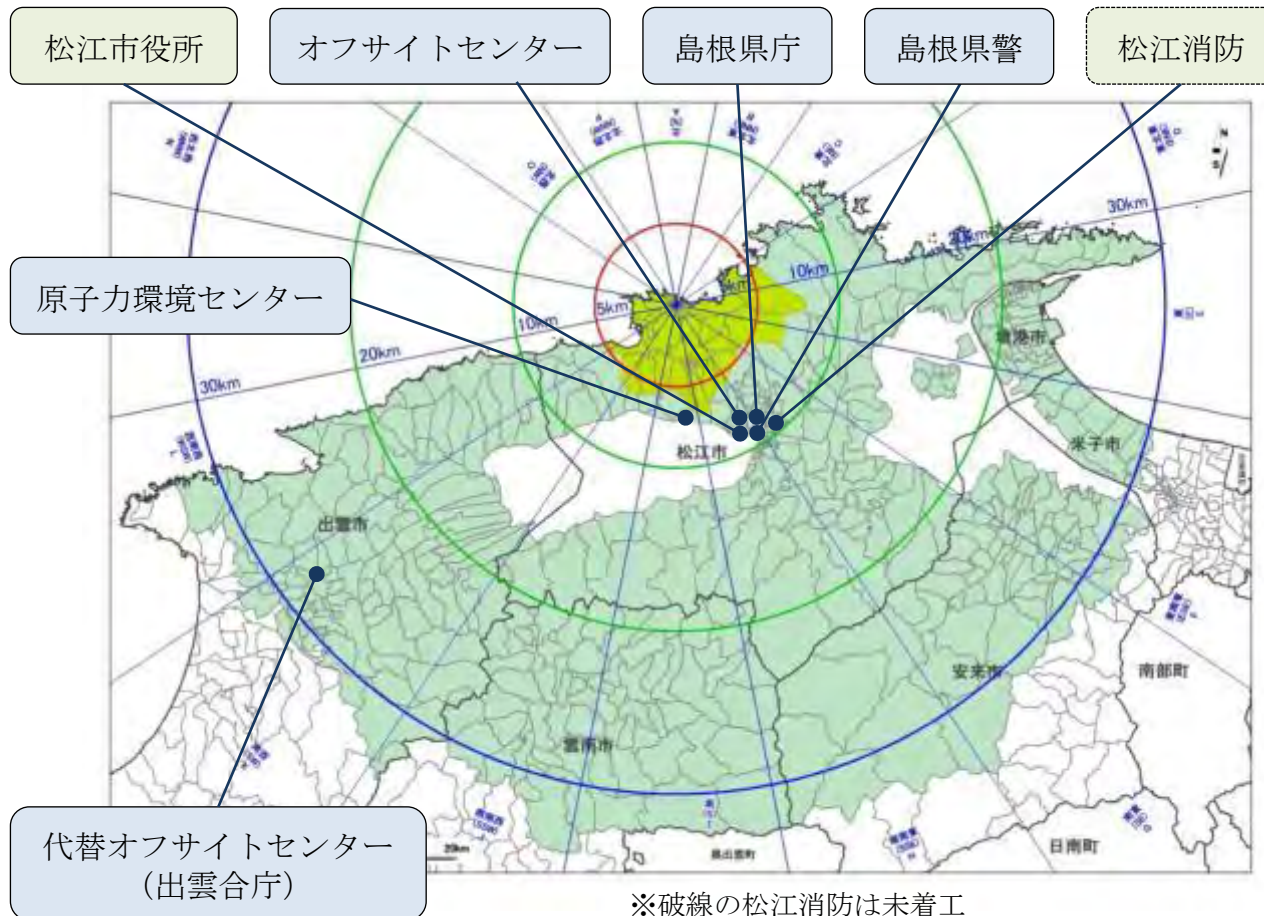
学識経験者等原子力防災の専門家

現地本部員その他の職員
〔自衛隊地方協力本部、第八管区海上保安本部、松江地方気象台〕

防災拠点の放射線防護対策

- 原子力防災業務を行う防災拠点が設置されている地域に、一時移転等の指示が出された場合でも、一定期間、安全に業務を継続することができるように、防災拠点施設には放射線防護対策を実施
- 放射線防護対策として、施設の陽圧化、気密性の向上、入退室管理室の設置などの工事を実施
- 島根地域においては、島根県庁、オフサイトセンター（島根県原子力防災センター及び島根県職員会館）、島根県原子力環境センター、代替オフサイトセンター（島根県出雲合同庁舎）、松江市役所、島根県警察本部で放射線防護対策を実施

放射線防護対策整備済防災拠点



オフサイトセンターに設置された非常時外気取り入れユニット



島根県庁における稼働訓練（陽圧化により防護区画は全て30Pa超）

県庁等行政機能の移転及び業務の継続性の確保

- 県庁、市役所が所在する地域に一時移転指示が出された場合、住民の一時移転等を優先した上で、行政機能をあらかじめ定められた施設へ移転
- 住民の一時移転後も継続する必要がある業務については、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、移転先において継続して実施

